平成２８年（フ）第１０号
熊本県球磨郡錦町大字木上南667番地
破産者　丸山美知代
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１９号
熊本県球磨郡あさぎり町岡原南2850番地
破産者　野中　零子
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１０８号
宮崎市宮崎駅東３丁目２番地５　シャロムＢ棟21号
破産者　甲斐佐代美
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１５号
宮崎市清武町新町１丁目５番地１
破産者　髙津　　哲
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県志布志市有明町野井倉6210番地
破産者　榎　千津子
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県志布志市有明町野井倉6210番地
破産者　榎　　義成
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
福岡市西区周船寺２丁目17番40―203号、前住所福岡市西区今宿東１丁目31番26―506号
破産者　清水真夕美（旧姓山田・田宮）
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７３号
福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目37番８号
破産者　藤川　昌子（旧姓柿川）
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５８号
福岡県糟屋郡須恵町上須恵1322―38、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2664番地７
破産者　桑野都美緒
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８６号
福岡市早良区星の原団地36番503号
破産者　行徳　耕二
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７４号
福岡市博多区博多駅前３丁目11番17―705号
破産者　鮫島　信一
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０９２号
福岡市南区中尾３丁目17番20号
破産者　中川工務店こと　阿比留国助
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３８号
福岡県大野城市白木原１丁目７番28―405号　パストラール大谷
破産者　坂田　辰明
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８６号
福岡市博多区西春町１丁目４番９―502号、前住所福岡県大野城市栄町１丁目３番21号　カナディアンハイツ高宮206号
破産者　池田　裕司
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２４号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1008号、前住所東京都世田谷区松原４丁目19番18号　ガーデン松原201
破産者　後藤　彩香
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０９号
山形市緑町３丁目11番10号
破産者　一條　正彦
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２４号
札幌市中央区南12条西９丁目３番１―604号
破産者　吉岡　　匠
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８号
北海道苫小牧市字高丘６番地の12グランドール高丘Ａ405
破産者　福島　慎也
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７９号
北海道千歳市青葉８丁目12番17号
破産者　川向　雅弘
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部